令和元年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録 (2日目)

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和元年6月20日(木曜日) 午前10時00分

4. 出席議員(10名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜 野 亘 君	3	永 田 勝 美 君
4	長谷川忠君	5	阿 部 豊 君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員(なし)

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職名	氏 名	職名	氏 名	職名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	迎雄一朗君	総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	今道晋次君	税務課長	大平弘明君	保険環境課長	安達伸男君
会計管理者	内田明文君	建設課長	川崎順二君	水道課長	橋川貴月君
産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子剛君	教育次長	水本淳一君

7. 職務のための出席者職氏名

職名	氏 名	職名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局書記	濱野 聡 君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 6番 橋本 義雄 議員

日程第3 議案第24号 専決処分した事件の承認を求める件

(佐々町税条例等の一部を改正する条例)

日程第4 議案第25号 専決処分した事件の承認を求める件

(佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

一 令和元年6月 第2回佐々町議会定例会(2日目) R1.6.20 一

日程第5 議案第26号 専決処分した事件の承認を求める件

(佐々町介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案第27号 専決処分した事件の承認を求める件

(平成30年度 佐々町一般会計補正予算(第5号))

日程第7 議案第28号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正の件

日程第8 議案第29号 佐々町さざん花団地排水処理施設設置条例の一部改正の件

日程第9 議案第30号 佐々町総合福祉センター使用料条例の一部改正の件

日程第10 議案第31号 佐々町都市公園条例の一部改正の件

日程第11 議案第32号 佐々町道路占用料徴収条例の一部改正の件

日程第12 議案第33号 佐々町公共下水道条例の一部改正の件

日程第13 議案第34号 佐々町農業集落排水施設設置条例の一部改正の件

日程第14 議案第35号 佐々町立小中学校体育館使用条例の一部改正の件

日程第15 議案第36号 佐々町公民館使用料条例の一部改正の件

日程第16 議案第37号 佐々町夜間照明施設使用料条例の一部改正の件

日程第17 議案第38号 佐々町文化会館条例の一部改正の件

日程第18 議案第39号 佐々町体育施設条例の一部改正の件

日程第19 議案第40号 佐々町勤労青少年ホーム条例の一部改正の件

日程第20 議案第41号 佐々町農業体験施設設置条例の一部改正の件

日程第21 議案第42号 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件

日程第22 議案第43号 町道認定変更の件(町道神田公園線)

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長(淡田 邦夫 君)

おはようございます。本日は令和元年6月第2回佐々町議会定例会本会議の2日目です。 本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

― 日程第1 会議録署名議員の指名 ―

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、3番、永田勝美君、4番、長谷川忠君 を指名します。

— 日程第2 一般質問(橋本義雄議員)—

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。一問一答方式により、6番、橋本義雄議員 の発言を許可します。

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

まず、災害対策についてということで、佐々町総合ハザードマップがつくられ、各町内会、各施設、公園などに避難所の看板が設置されております。それに伴い、やはり避難道路等の整備というのも考えなければいけないんじゃないのかと思いますが、計画などあればお聞かせください。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

災害対策についてということでの御質問でございますけど、佐々町の町内、佐々町のハザードマップにつきましては、避難所の表示とか、それから経路、各地域の危険箇所等を表示して 手元で見ることができるわけでございますが、各地区で自主防災の意識が高めていただくということも一つの目的としまして、先日配布をしたわけでございます。

御質問のハザードマップの作成に伴いまして、避難道路として特に計画をしていないところでございますが、まず、現状での避難経路というのについて、やはり各家庭の皆様方にですね、これを御確認いただきたいと考えているところでございまして、議員の御指摘のように、今回行いましたハザードマップの作成や、それを避難場所の表示等に立てることによりまして、位置を特定しながら住民の皆さんがわかりやすくすることで、最短距離で安全な場所に避難できると、行くための避難経路というのは、最短距離というのが大変必要ということは、というのも高まってまいりますので、限られた予算の中がありますので、やはり道路整備における全体的な予算を見ながらですね、必要性、効率性などの評価しながら、やはり優先順位をつけながら、やはりそういう道路の整備というのは進めていかなければならないんではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

今説明がありましたが、やはりこの道路というのはですね、今看板を立ててマップができた段階でですね、見直して、そして道路の、近隣の道路の見直しをしながら避難道路というのをつくっていかなきゃいけないと思いますが、例えばですね、ちょうど神田公園の前に避難所として看板が立っていました。そういったところでですね、そこに来るために、遠回りして来るのがいいのか、もうそこに道路をつくってですね、すぐできるようにしたらいいのかというのは、やっぱり避難道路として早く来たほうがいいし、時間的にも近いほうがいいのですからですね、そういった道路がその近くにもあります。そういった道路をですね、佐々町全体で見たときにですね、このハザードマップを参考にしながら探していかれればできると思うんですけどね。

そういうことでですね、そういった公園に行く道とかはなかなか整備されていないところが多いと思います。例えばで言いますが、脇溝線というのがありまして、そして、上のほうに併ノ坂線というのがあります。その上の住宅が、何十軒か住宅があるわけですが、その人たちはその道ができることでもうすぐ避難所に来るわけですね。それができない場合はずっと回り道する。下のほうには堤がある。そういった災害的なものもありますので、そういったところを佐々町にもたくさんあると思いますので、それを、道路整備を是非行っていただきたいと思い

— 令和元年6月 第2回佐々町議会定例会(2日目) R1.6.20 —

ますがどうですかね。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

今の議員が御指摘のとおり、通り抜けできる道路というのが、やはり佐々町通り抜けできない道路といいますか、そういうのはたくさん佐々町内にもたくさんあると思います。

これは建設課のほうもよくわかっているわけでございますけど、やはり今回のハザードマップによります避難経路としての総合構成とかですね、やはり防災上、消防自動車が多方面から進入できるようになるということは大変、こういう通り抜けできる道路をつくるっちゅうことは大変いいことでございますけど、なかなか整備をしたいということは認識をしているわけでございますけど、この予算が、中で限られた予算というのがありますので、その中でですね、やはり先ほど申しましたように優先順位を付けながら、道路、橋梁の整備を行っていかなければならないということで、なかなか進んでいかないという状況を御理解いただければと思っていますし、また用地の問題等もありますので、予算全体が条件が整ったときにですね、やはり実現できるのではないかと思っていますので、大変御不便をお掛けすると思いますけど、御理解をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

そういったことで、徐々に予算の都合を見ながら考えていってください。

それからですね、先ほどちょっと自主防災組織のことについて、町長触れられましたけども、昨日も二人の方が一般質問で言われましたので、私はあんまり言いたくないんですけども、一つだけ、防災組織がつくられて、きのうの答弁では職員も研修にやって、そして前向きにやっていくということでございましたが、やはりですね、自主防災組織っちゅうのは、地域が頑張って防災をするわけですから、まずは、職員さんは地域に入っていくということを私は思うわけですよ。やはり地域の人たちと話して、その地域がどういう防災の仕方をすればいいのかというのを職員さんと一緒に話して、それをすることで職員さんが研修に行ったときに実になって帰ってくるということで、ほかの議員さんも言われましたけども、やはり地域に入って、そして一緒に話をしてですね、早くそういった固めていって、防災訓練でも何でもできるような体制をとってもらいたい。そういうことがですね、今までは役場に呼んで、そして組織のあり方を語りながら、防災のことについて話すということが普通やったんですけども、そうじゃなくて、地域地域に出掛けて行って、そして一緒になって話して考える、それをやってもらいたいんですけどどうでしょうかね。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

この前も、これはきのうもお話をしたと思いますけど、やはり自主防災組織は全町内会が今つくっておられるわけでございますけど、この自主防災組織関係でですね、町内会から等の要請があればですね、出前講座ということで本庁から出掛けて行ってですね、担当とそれから消

防関係の専門的な人たちと一緒になってですね、その出前講座は開催したいと思いますので、 どうぞですね、要望があればですね、遠慮なく本庁のほうに申し入れていただければ、そうい う職員が出掛けて行ってですね、皆さん方と自主防災、そこの地域の自主防災についてお話を すると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

そういうことでですね、要望があればとか、その人たちからあればとじゃなくて、やはり計画として、町として計画的に今度はどこに行くと、そういった前向きな姿勢でやらないと、なかなかこう、動いていかないんじゃないかと思いますので、その点を考えてもらえばと思います。

ということでですね、次に、昨年は各地で災害が起き、多くの方が犠牲になりました。早い 復興を願うものでございますが、我が町は幸いに最小限度の被害でとどまりました。今また、 今年も梅雨時期に入りました。災害の時期になってきました。災害対策をしっかりとしなけれ ばいけない時期だと思いますが、災害対策としてですね、どのような計画を立てておられるの か、防災計画とかあればお示しください。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

昨年の7月に台風の第7号、それから梅雨前線の影響によりまして、西日本の中心地域ですね、全国的な広い範囲で記録的な大雨ということで、全国各地に甚大な被害が発生したわけでございます。

長崎県でいえば、初めてとなる大雨特別警報というのも昨年発表されました。これは佐世保市地域でですね、相浦川が氾濫する、危ないということで、そういうこともできました。

本町においても、毎年、梅雨時期に佐々町の防災会議というのを開催しております。地域防災計画の修正とか災害危険箇所の現地調査などを実施しておりまして、本町の地域防災計画というのは、防災会議において修正を行っていますけど、東日本大震災が発生した平成23年3月に、ベースとなる計画を策定しているわけでございます。

国では、大規模災害が発生するたびに防災関連法の改正が行われておりまして、地域防災計画の上位計画であります防災基本計画についても修正が行われているわけでございます。

現在の地域防災計画につきましては、大規模災害に対応できていない項目があるということで、県、国とかの動きに対応できるようにですね、迅速な災害対策本部の体制構築というのが、対応が行えるようにですね、実践的な地域防災計画を、策定を行いたいと考えているわけでございまして、また、大規模災害によりまして、職員や役場庁舎が被災、行政機能が低下するおそれもあるわけでございまして、やはり災害対応によりまして、通常業務の継続に支障が、可能性が、支障が出る可能性があるわけでございます。行政が被災しても、災害対応及び通常業務のそれぞれが継続できるようなですね、業務の継続計画書とか、それから受援計画、受援って、応援を受ける計画をですね、策定しなけりゃならないと思っています。

なお、職員などが平時から備えることができるためのやはり各種マニュアルについても、整備をしたいと考えておりますので、そういういろんなことを計画を立てながらですね、それから訓練も実施しながら、やはり住民の皆さん方の安全安心のためにやっていかなきゃならない

— 令和元年6月 第2回佐々町議会定例会(2日目) R1.6.20 —

と考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

わかりました。ただ、佐々町はですね、今小浦ポンプ場、それから大新田、それから排水対策といったポンプがあるわけですよね。そういったポンプの早目の稼働が災害、また床下浸水あたりを防ぐということでありまして、その機械ポンプの手入れというのはどういうふうにされて、そして今現在、どのくらいの量を排出できるのかを係に聞いておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長(淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (川崎 順二 君)

今議員言われるとおり、現在、大新田の第2排水ポンプ場のポンプ増設工事を行っておりまして、それから小浦ポンプ場におきましては、施設の長寿命化対策工事ということで、ナンバー1、ナンバー2ポンプの改修工事を行っております。

この大新田第2排水ポンプの増設が完了しますと、大新田第1排水ポンプと合わせて現在毎秒16.25トンの排水ですが、これが毎秒20トンの排水能力となります。

現在、機器の製作等を行っておりまして、本年9月から据付け作業を開始する予定でおります。これが来年2月末完成を予定しておりまして、4月に供用開始ということになっております。

小浦ポンプ場につきましては、改修工事のみでございますので、現在と同じ毎秒10.85トンの排水能力となります。これによりまして、計画上は時間雨量80.9ミリを想定した処理能力となります。

定期的な点検につきましては、施設の管理を業者さんのほうに委託しておりますので、そこで定期的な稼働ができるかということの確認と、小修繕等はもう都度終了しているところでございます。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

ただ今の説明でですね、80.9ミリまでは可能だということでございますが、まず、私が記憶にあるんでは、もうポンプが1台動かんで浸水したとか、そういった過去に例があります。

ですから、メンテナンスの面について、今から梅雨時期でありますので、やはり各課がどれだけ今機械が、能力があるというのは今言われましたけども、整備的にもやっぱり任せっきりじゃなくて、やっぱりそういったものも考えて話し合いをしながら、梅雨時期の運転の仕方とか、そういったものも考えていかないと、一番目の稼働は自動で動くとか言っていますけども、それ以外は操作しないとできない状況じゃないかと思いますが、どうですか。

議 長(淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (川崎 順二 君)

すいません、議員おっしゃるとおり、最初の稼働につきましては、水量が一定になりました ら自動的に稼働するようになっています。実際全体的に自動で稼働するような仕組みにはなっ てるんですが、いろんな面の安全を考えまして、最初の稼働は自動で行いますけども、その後 の稼働は人員的に配置しまして稼働をしておる状況でございます。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

やはり機械は人が動かすもんでございますので、早目の対応、そして情報を把握しながら排水に努力をしていけば、水は、床下浸水は免れるんじゃないかということでございます。

地域の皆さんは、もう雨が降るたんびに浸かるんじゃないかというふうなことをですね、やっぱ地域の皆さん思っておられると思うんですよ。

ですから、地域の、地域といいますと、里、それから中央通り、何回も浸かった経緯があります。そういったことでですね、全国的に今はもうゲリラ豪雨といいますか、大きな雨が降りますので、最初の対応をちゃんとして、そして水害のない町に貢献をするようにお願いをしたいと思います。

そういうことで、次に移ります。次に、あっせんによる農地売買についてということで。あっせん制度を使った売買について、以前、兼業農家でも、農振地域の農家、農地地区の人であれば適用できたと思うんですが、いつからか認定農業者、認定新規農業者でなければあっせん制度を使うことができなくなったのかなということで、いつからなのかお聞きしたいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長(金子 剛 君)

この制度につきましては、まず、農業経営の基盤強化促進事業に基づきまして実施をしているところでございます。

事業内容といたしましては、農用地のですね、賃貸借の設定、それから所有権移転等の行う 事業となっております。基本、所有権移転の基本の条件といたしましては、佐々町のですね、 農業の経営基盤の基本的な構想の中に、耕作または養畜の事業に必要な農業者に常時従事し、 農業に自立しようとする意欲と能力がある者、それから農地の集団化を図るため必要な場合、 農業後継者が確保できることが確実であることということが条件でございます。

したがいまして、認定農業者と新規就農者に限らずですね、意欲ある農業者も対象にしまして、本町の農業発展のために基盤強化法の事業を推進してまいりたいというふうに考えます。 以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

私がなぜこういうかというとですね、何回もこう尋ねたわけですけども、その答えとして新 規農業者とか認定農業者でなければというような答えが返ってきたもんですからね、ですから、 そういうことを言っているわけです。

普通の、兼業農家でも今やる気のある人であれば、あっせんの制度を利用できるということであれば、私は何も言うことはありません。

ただ、あっせんについてはですね、やはりやる気のある農家、兼業農家、そういった人たちも売るほうもメリットがあるじゃないですか。そいけん、そこんところをですね、やっぱり農業、同じ農業者ですから、そういうことも含めて、ただ地域的にですね、地域的にやっぱり集団でそこの作物をつくっているとですね、やはり施設の管理とか、そういったいろんな面で集団ですることがあるわけですよね。ですから、やはりあのその地域については、地域の人が売買したほうが管理的にもいいんじゃないかなあと。ただ、そこに誰も買う人がいなければ、そういったね、よそからの人も入れていっていいんじゃないかなあと思いますが、やはり地域を、農業っちゅうのは地域が守っていくんですから、地域の人たちで頑張ってするために、売買を、あっせんによる制度を使ったやり方をやってもらえばと思いますがどうですか。

議 長(淡田 邦夫 君)

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長(金子 剛 君)

議員おっしゃるとおりですね、今町内の農地には集団農地が大新田、森ノ木、田原等ですね、 集団農地があると思いますけども、認定農業者に限らずですね、そこの集団農地の方も対象に ですね、今後推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

そういうことでお願いをいたしたいと思います。

次に、皿山公園入り口の道路改修についてということで、道路からですね、皿山直売所の進入路が入りにくいという声がたくさんあります。特に佐世保、佐々方面から皿山に向かう方ですね、進入路改修が必要と思いますが、国道から入りやすくするとお客様も増えるということでどうでしょうか、改修については。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

皿山公園の直売所の前の駐車場ということで、入りにくいということで、議員も御承知のとおり、ふだんから人や車の出入りが多いということで、特に桜とか花菖蒲の時期には多くの方でにぎわっているということで、大変有り難く思いますし、お客様の来場者の車の出入りが多く見られるということで、入りにくいということでございます。

御質問につきましては、国道から皿山直売所の進入路についてということでございますが、 町道鴨川線を経由して進入する経路と、それから、国道から直接ですね、入る経路が二つある わけでございまして、一つは町道鴨川線を経由して進入する経路については、やはり初めての 来町者っていうのはなかなかそこを通過してしまう方も、役場方面から来られた方は、町道鴨 川線を通過してしまう方もあるのではないかと思われます。

またもう一つは、大型車の出入りするには町道鴨川線からの来場出入りというのはなかなか難しく、入りにくいのが現状でございまして、もう1か所の国道からの直接の経路というのが、大型車が出入りするには出入り口が狭く、入りにくいというのが現状であるわけでございますけど、どの経路からもですね、車両の出入りには歩道が横断するということになっておりまして、特に国道から直接進入する経路の出入り口の歩道というのが、多くの人が通行されるということで、また、児童生徒の方もですね、通学路ということにもなっていますので、進入路の拡幅に行うにしても、やはり安全対策等々十分にですね、検討する必要があるのではないかと思っていますし、やはりもう一つは国道でありますので、道路管理者であります県との協議というのも必要になるわけでございます。

議員が、耳に入られます、ちょっと入りにくいということにつきましては、やはり国道からの駐車場へスムーズに誘導できるような対策を考えながらですね、それから案内板の設置とか、進入路の改良等を考えられるわけでございますけど、やはり費用の面とか、やはり歩行者の安全面を総合的にやはり勘案しながらですね、今後、そういうことで改良するのかどうかというのを検討をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

なかなか難しい問題でありますが、やはりよそから来る人はもうわからないですね、手前から入るとか。ですから、ちょうど道の駅みたいにすっと入られるような策がないのかなあと、技術的にも、私にはわかりませんが、そういった方法で入りやすくすることができないのかなと思いまして質問をしたわけですけれども、考えていただけませんか。

議 長(淡田 邦夫 君)

答弁要りますか。(橋本議員「よかね。」) いやいや、だから、今、町長のほうが答弁されましたけども。

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

はい。そういうことでですね、お客さんもたくさん来てもらわにゃいかん、そして、祭りもにぎわしていかなけりゃいけない、そういうことでございますので、知恵を絞って何とか考えていただければと思います。

次に移ります。次に、三大花まつりが終わりました。河津桜、しだれ、花菖蒲、どうでしたか。それぞれどうだったのか、反省点、また、今後どうしていかれるのかをお聞かせください。

議 長(淡田 邦夫 君)

産業経済課長。

産業経済課長(藤永 尊生 君)

御質問の三大花まつりにつきましては、3月に「河津桜・シロウオまつり」、4月に「しだれ桜まつり」、6月には「花菖蒲まつり」として、本町の春先の季節に連続した祭りとして三大花

まつりを行っており、町民のコミュニティーの充実と町外からの観光客を呼び込み、交流人口の増加を図っているところでございます。

ことしの状況ですが、まず、「河津桜・シロウオまつり」は、会場を松浦鉄道の佐々駅裏としまして、3月3日に開催しております。御存じのとおり、佐々川河川敷にあります河津桜の開花時期や、最盛期になりますシロウオ漁を活用した祭りであります。

この「河津桜・シロウオまつり」は、商工会中央部会を中心に、町は協力をする形で実施しているところです。今回は同日に開催されました、ジョギングフェスティバルの来場者を会場に呼び込むようなイベントのほうも行われ、祭りを盛り上げるよう工夫されたものでした。

次に、真竹谷広場にありますしだれ桜を利用した「しだれ桜まつり」ですが、ことしは4月1日から14日までをお祭り期間としまして、14日には皿山直売所主催によります「ストロベリーフェスティバル」を同日に開催することができました。

この祭りでは、本町の特産物であるイチゴを売り出すもので、しだれ桜の開花時期に合わせまして行うことで、集客の相乗効果のほうを狙いまして、皿山直売所の活性化につなげるものでした。

当日はあいにく雨のほうが降りまして、来場者が伸びなかったようですが、準備していましたイチゴの販売、こちらにつきましては完売できたというふうに聞いております。

次に、花菖蒲まつりになりますが、花菖蒲まつりは花菖蒲園のほうを利用しました祭りとなっております。今回、名称のほうを「花菖蒲・うなぎまつり」としまして開催しておりますが、恒例となっておりますウナギのつかみ取りにつきましては、商工会北部部会が中心となりまして実施されております。今後も地元へ祭りを盛り上げていきたいということで、祭りの名称にウナギのほうを付け加えられたものとなっております。

このため、主催の町とあと北部商工会や出店者のほうと一体となった祭りが実施できまして、 盛会に祭りができたものというふうに思っております。

三大花まつりは、本町だけにあるほかにない資源を観光に結びつけまして、町内外での情報を発信することで、交流人口の増加につなげていくという目的としまして実施しております。

今後において、地域や地区の商工者が主体となっていける取組になるよう希望するものですが、町としましては、その後押しとしてアドバイスや資金的な援助を今後とも行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

ありがとうございました。まず、河津桜でありますが、河津桜は桜堤にずっと植わっているわけですが、その中でお客さんのほうから聞いた中で、やはりあの、今高齢化が進んでですね、バスでたくさん来られて歩いていかれるわけですが、その中にですね、やっぱり下まで行けない人もおられます。

それで、ベンチが足らないということが言われておりました。そういうことと、それとやはりあの、河津桜を見てですね、「手入れが少し足らないね。」と言われたお客さんもおられたようです。そういうことで、私も見ているわけですけども、やはりあの、あの距離の長さに対してですね、休み休みしながらゆっくり見てもらうという意味においては、やはり椅子をですね、ベンチをつくったらなと思います。

それから、手入れについては、やはりですね、多くの方々が来られるんですから、どこの課がするかわかりませんが、やはり手入れをちゃんとして迎える準備はしていかれたほうがいい

んじゃないかと思います。

それにですね、それから、しだれ桜でありますが、しだれ桜については、皆さんことしの花、 見られるとわかると思うんですけども、花がいっぱい咲いてついていません。やはりあの、そ の手入れについても、前から言っていたように排水をよくして、そして枯れ枝を取って手入れ をしないと、なかなか花いっぱいつくことはできません。

そういうことで、これもどこがするかわかりませんが、ちゃんとした手入れをしていただければと思います。

それから、菖蒲についてですが、もう本当に作業班の方、仕事たくさんある中にですね、頑張っていただいて、ことしも花が咲きました。そういった意味で、「菖蒲まつり」ということで、先ほど言われました北部商工会の方も頑張っていただいて、その場を盛り上げていただいております。

そこで提案でありますが、佐々町として、そしたら何か「菖蒲まつり」にやることありませんか。

例えば、町長、例えばですよ、北部商工会もみんなボランティアで来てるんですから、職員の彼女たちにですね、花がら摘みといいますかね、かすりの着物を着てですね、祭りを盛り上げるために、こうやったらどうかなあと思うわけですけど。そして、花がらというのは花が咲いて散るじゃないですか、それをもぎ取っていくことによって、また今から咲いてくる花がきれいに見えてくるんですよ。そういった手入れを、やはり菖蒲というのは1週間ぐらいしなきゃいけないと私は思います。やっぱり花を添える意味で、一日ぐらいはそういったにぎわわせに花がら摘みをかすりのあれを着ながらやったらにぎわうと思いますがどうですか、町長。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

「花菖蒲・うなぎまつり」ということで、ことしは大変にぎわったという、私も1日目行きましたけど、2日間で大変な子どもさんたちが、大人の方も出ておりまして、北部商工会の方が特にですね、ウナギのかば焼きとか何かを出してですね、大変にぎわったということで、私も思っております。

先ほどのお話については、やはりそういういろんな活性化のためには、いろんなことがある と思いますので、これは祭りのその実行委員会とかいろんな中でですね、いろんな話し合いを していただいて、どうするのかということは決めていただければと思っていますので、よろし くお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

先ほど、6番議員、桜堤のベンチ不足、手入れが悪い、花の手入れが悪いと言われましたけれども、その件についてはいいですか。

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

答える人がおられれば。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

これは桜、まず河津桜、それからしだれ桜、まあ、手入れというのがなかなか難しいわけで ございまして、町としてもなかなか厳しいということで、やはりできるところがあればですね、 町は、何年かに1回するとか、毎年はちょっとなかなか、今のあれでは厳しいのではないかと。

特に河津桜については、260本程度ですか、が、河津桜があるわけでございます。それを全部 見ながらということもなかなか厳しいわけでございまして、やはり一つ一つというのはないわ けでございますけど、やはりできる限り手入れがあれば、手入れしなければならないのはやっ ていかなきゃならないと思っていますので。

それから、ベンチについては、これはそういう御要望があるということであれば、町としてはですね、いろいろなところで協議をして、ベンチというのを作成させていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

6番。

6 番(橋本 義雄 君)

手入れについては、やはりなかなか難しいようでございますが、そんなに手の要る手入れではありません。冬に肥料をやって、そして枝の枯れ枝などを取って、そして花が終わったらおれ肥えをやると、その3つをちゃんとしとけばスムーズに育っていくと、私は思います。

そういうことでですね、いろんな祭りがありますけれども、やはり課長が言われたように交流人口を増やす最大の行事であるということで、今からも力を入れてですね、頑張っていかれればと思います。

そういうことで、私も応援をしてやりたいという気持ちでおりますので、よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

議 長(淡田 邦夫 君)

以上で、6番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。 50分まで暫時休憩といたします。

(10時41分 休憩)

(10時50分 再開)

— 日程第3 議案第24号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町税条例等の一部を改正する条例)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第3、議案第24号専決処分した事件の承認を求める件(佐々町税条例等の一部を改正する条例)を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第24号 朗読)

中身につきましては、税務課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

税務課長。

税務課長(大平 弘明 君)

お手元の議案第24号資料のほうをお願いいたします。

佐々町税条例等の一部を改正する条例の概要。

1、条例改正の理由。

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布され、原則平成31年4月1日から施行されることに伴い、佐々町税条例の一部を改正するものです。 ふるさと納税制度の見直しは平成31年6月1日、法人事業税の税率引下げ、自動車税の税率の引下げ、環境性能割の税率の適用区分の見直し等は平成31年10月1日、個人住民税の非課税対象の追加は平成33年1月1日等となっておりますが今回の地方税法の改正に合わせ整備を行っております。

続きまして、趣旨・目的になります。

現下の経済情勢等を踏まえ、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の 創設にあわせた法人事業税の税率の引下げ、自動車税の種別割の税率の引下げ並びに環境への 負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置等の見直 し、自動車重量譲与税の拡充並びに都道府県等に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額 控除における指定制度の導入等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものです。 続きまして、条例改正の概要について御説明をいたします。

環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車の登録車、軽自動車に係るグリーン化特例(軽課)、軽い賦課の適用対象を電気自動車等に限定するということで、こちらは消費税が10%に引上げにあわせ、保有課税である自動車税、普通車の種別割の税率について、新車から恒久的な引下げが行われ、軽自動車税種別割についても、初回登録の翌年度分の種別割について、2020年度燃費基準の達成の率によって、経過措置を燃費基準等の区分により平成33年、令和3年3月31日まで延長。平成33年、令和3年4月から平成35年、令和5年3月までハイブリッド車及びガソリン車が除外され、電気自動車等のみが経過措置の対象に改正されました。

総務厚生委員会の休憩の中で、本町の電気軽自動車の普及状況についてお尋ねがありました 件につきましてお調べしましたところ、地方税法改正より以前に登録された車両が1台ござい ますが、その後の新たな登録は現在まであっておりません。

また、今回の軽自動車種別割及び環境性能割の軽減措置に関しまして、減額分全額、国から財源補填により交付されることとなっております。

次に、個人住民税のふるさと納税の見直しについてでございます。

こちらのほうは、総務大臣が地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準を適合する地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定するとされ、①寄附金の募集を適正に実施する地方団体。②、(①の地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体。返礼品の返礼割合を3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることの改正が行われ、条例についても所要の改正を行いました。

本町の今年度の町県民税におけるふるさと納税による控除額分、町民税部分につきましては、

457万8,000円程度の影響となっております。

続きまして、住宅ローン控除の拡充に伴う措置についてでございます。

所得税の住宅ローン控除の改正により延長される期間が11年目から13年までにおいて延長がされております。これは、消費税10%で取得した平成31年、令和元年10月1日から平成32年、令和2年12月31日までの間に居住する住宅について適応されるものでございます。所得税から控除して引ききれない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するよう改正をするものでございます。

この件に関しまして、総務厚生委員会でも影響額等についてのお尋ねがあっておりましたが、 住宅を取得して11年後から3年間の減税分の影響額についてでありますが、直近のデータをも とに試算しましたところ、影響額としては、40万円前後の影響額を算出しました。

将来の景気動向、所得動向、扶養控除数の増減など予測不能なところも多く、現時点での数字として、参考までにお知らせをさせていただきます。こちらの減税分につきましても、国からの財源補填により交付されることとなっております。

ページをめくっていただきまして、次のページになります。

個人住民税の非課税措置として、子どもの貧困に対するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じるよう改正が行われ、条例においても改正を行っております。この件に関しましての影響は、一定の条件をもとに算出した結果、対象者は20名弱の非課税措置対象者と推測をしております。

続きまして、主な税負担軽減措置でございます。

こちらにつきましては、特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を創設されております。同じく高規格堤防の整備に伴う家屋、建替家屋に係る税額の減額措置を創設しております。福島県の原発事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設に係る課税標準の特例措置を創設しております。熊本地震による被災住宅地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年間延長しております。いずれにしましても、こちらのほうは総務省の例に倣って改正を行っており、本町で現在の

いすれにしましても、こららのはりは総務省の例に倣って改正を行っており、本町で現在のところ該当するものがございません。

続きまして、今回の改正の条例につきましては、5条建てにより総務省令に従い行っております。

主な改正の概要は、次のとおりになります。

まず、表の中のナンバーの1、2につきましては、先ほど御説明しましたふるさと納税関係の改正になります。

ナンバー3の住宅ローン控除に係る期間延長に関する改正を行っております。

次のページをお願いいたします。

ナンバー4、ナンバー5は、ふるさと納税関係の改正の整備を行っております。

ナンバー6は、法律の追加に伴い条例に項ずれが生じたため、整備を行ったものでございます。

ナンバー7の高規格堤防関係は、新設でございますが、本町には特にこの件に関して該当することは今のところございません。

あわせまして、ナンバー8から11につきましても、項ずれによる整備を行っております。

ナンバー12につきましては、新設となっております。平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等ということで、本来であれば、ここに何も条文がないんですが、現在のところ本町におきましては、「阪神淡路震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等」が残っており、上書きにより条例の整備を行わせていただいております。

次のナンバー13になります。こちらのほうでは、重課を平成31年度に限ったものとして、29年度分の軽課を削除いたしております。軽自動車税の種別割になります。

4ページをお願いいたします。

4ページの14でございますけども、こちらのほうはグリーン化特例の部分になります。こちらのほうは、軽自動車税の賦課徴収の特例について、1条及び3条においては規定の整備を行っております。

次のナンバー15につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定の整備を行っておりますが、こちらのほうも本町のほうについては該当するものはございません。

ナンバー16につきましては、総務省令で定める様式の規定の追加をしたことによる7項の追加ということになっております。

次のナンバー17、18は、ひとり親に関する申告書記載事項の追加でございます。

ナンバー19につきましては、ナンバー16の項の追加による項ずれの修正でございます。

ナンバー20は、平成31年10月1日から平成32年9月30日までに3輪以上の軽自動車を新車に 登録した車両について、非課税とする規定を新設したものでございます。

次のナンバー21でございますが、ナンバー20の新設により条ずれの整備と、長崎県知事による軽自動車税の環境性能割に係る賦課徴収に係る特例を新設したものでございます。

次の5ページをお願いいたします。

ナンバー22につきましては、税率を1パーセント減とする臨時的軽減の規定を新設したものでございます。

次のナンバー23は、軽自動車税の種別割に関する重課を課さない車両の規定と、軽課の延長 を新設したものでございます。

ナンバー24につきましては、登録の誤り等があった場合の賦課徴収の取扱いの規定を整備したものでございます。

ナンバー25につきましては、ひとり親を非課税措置対象として追加改正したものであります。 ナンバー26につきましては、電気自動車等に限った軽課の対象を定めた改正になっておりま す。

ナンバー27につきましては、規定の整備を行っております。

ナンバー28につきましては、法人の電子申告義務に関する宥恕措置を規定したものでございます。

次のページをお願いいたします。6ページになります。

ナンバー29、30につきましては、前のページのナンバー28で項の追加を行ったことにより、 項ずれによる整備になっております。

資料のほうの説明は以上でございます。

続きまして、議案第24号のほうをお願いいたします。

1ページをお開きください。

佐々町税条例等の一部を改正する条例。

佐々町税条例の一部改正。第1条、佐々町税条例(昭和31年佐々町条例第1号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分が対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で引かれた部分の

うち下線が引かれた部分(以下「改正前表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応をする改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

こちらのほうの第34条の7につきましては、ふるさと納税による改正となります。資料のナンバー1の部分になります。

次に、寄附金を特例控除対象寄附金として、項ずれに対応した改正を行っております。 2 項 も同様でございます。

ページをめくっていただきまして、2ページでございます。

資料ではナンバー3の部分になります。

住宅ローン控除に係る期間延長に関する改正でございます。平成43年度を平成45年度とし、 項ずれに対応した改正を行っております。

2項につきましては、第7条の3の2の改正に伴う削除と、3項を2項に繰り上げる改正を行っております。

次に、第7条の4は、項ずれに対応した改正でございます。

次のページをお願いいたします。

次のページは、ふるさと納税での改正でございます。

9条において寄附金控除額を寄附金税額控除に改正し、項ずれに対応をした改正のほか、所要の整備を行っています。

以下、2項、3項、それから、ページをめくっていただきまして、4項、こちらのほうまでが、それと、第9条の2も同様でございます。

次に、第10条の2、資料ではナンバー7になります、は、法改正に伴い、項ずれに対応をした整備でございます。5項から次ページ26項まで整備を行っております。

次の5ページでございます。

5ページ下段の第10条の3につきましては、資料7に記載をしております高規格堤防関係でございます。

次のページをめくっていただきまして、6ページでございます。

第6項に規定を追加しております。これに伴い、次の7項から次ページ13項までは、項ずれに対応した整備を行っております。資料ではナンバー8から11になります。

次に、7ページでございます。

第10条の4、資料はナンバー12になります。平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等ということで、法規定の新設により追加をさせていただいております。ここは、先ほど御説明しましたとおり、置き換えにより行っておりますのでよろしくお願いいたします。8ページから9ページ第4項まで整備を行っております。

次のページをお願いします。 9ページになります。

第16条になります。資料ナンバー13で御説明をしました重課、平成31年度に限り、平成29年、平成29年度分の軽課を削り、失礼しました、重課を平成31年度に限り行うようにしております。 それから、平成29年度分の軽課を削除いたしております。

次のページの10、11ページ、それから、12ページまでがその関係になります。

次に、中段の16条の2、資料ナンバー14になりますが、項ずれに対応をした整備を行っております。

次の東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、これは資料15になります。この中で、仮換地等を特定仮換地等とし、また、規定の整備を行っております。

次の13ページをお願いいたします。

佐々町税条例等の一部改正。

第2条、佐々町税条例(昭和31年佐々町条例第1号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分(以下「改正前表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

こちらのほうの36条の2につきましては、資料ナンバー16になります。法律改正にあわせ、7項を追加をいたしております。

次に、第36条の3の3でございます。こちらのほうが、14、15ページまでが、ひとり親に関する整備を行っております。扶養親族申告書を扶養親族等申告書と改正したほか、所要の項を追加しております。それに伴う項ずれの整備を行っております。

ページをめくっていただきまして、下のほうの15ページになります。

こちらのほうの第15条の2、資料のほうはナンバー20になります。資料でこちらのほうを御説明したとおりでございます。

それから、次の15条の2の2ということで、こちらにつきましても、資料の21で御説明をした内容の改正となっております。こちら右のほうに15条の2ということで、こちらのほうが15条の2の2との置きかわりがあっておりますので、いったんここで15条の2が削除されて、新たに15条の2が加わって、15条の2の2が追加をされているような状況になっております。

次の第4項ですが、同様でございます。

次に、第15条の6第3項につきましては、資料の22になります。法律の改正により新設となります。

次の第16条につきましては、資料のナンバー23で説明した内容になります。追加整備をここで行っております。

17ページでございます。

こちらのほうも、それにあわせての改正で、18ページまで改正が続くような形となっております。

18ページの16条の2につきましては、資料24に記載のとおりで、新設となっております。特例を定めております。

次のページをお願いいたします。19ページでございます。

佐々町税条例の一部改正。第3条、佐々町税条例(昭和31年佐々町条例第1号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、当該改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

こちらのほうは、資料では25になります。第24条は、ひとり親を非課税措置対象とした整備

となります。第1項第2号中、単身児童扶養者を追加しております。

次に、16条につきましては、資料26で説明した内容で、次ページに5項として追加をし、項 ずれに対応をした整備を第1項で行っております。

ページをめくっていただきまして、16条の2についても、項ずれに対応をした整備を行って おります。

次の21ページをお願いいたします。

佐々町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第4条、佐々町税条例等の一部を改正する条例(平成29年佐々町税条例第12号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応をする改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

こちらでございますけども、平成29年に佐々町税条例を今回の条例改正に対応するために、 所要の整備を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。22ページでございます。

佐々町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第5条、佐々町税条例等の一部を改正する条例(平成30年佐々町条例第20号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応をする改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応をする改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

こちらのほうですけども、資料では27から30になります。項の追加に伴いまして、項ずれが 生じております。それによります整備を行っております。48条につきましては、項ずれの修正 です。

それから、13項、14項、15項、16項、17項を、法の改正にあわせて追加をいたしております。 第1条のほうで項ずれの修正、それから、第2条のほうで項ずれの修正をあわせて行っております。

附則。施行期日。第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号、第1条中佐々町税条例第34条の7の改正規定並びに条例附則第7条の4、第9条及び 第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定。平成31年6月1日。

2号、第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定。平成31年10月1日。

3号、第2条中佐々町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定。平成32年1月1日。

第4号、第3条中佐々町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定。平成33年1月1日。 第5号、第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定。平成33年4月1日。 第2条、町民税に関する経過措置。

第2条から第4条につきましては、経過措置となっておりますので、朗読のほうを省略させていただきたいと思います。

続きまして、固定資産税に関する経過措置。

第5条、こちらのほうも同様でございます。経過措置となっております。軽自動車税に関する経過措置。第6条から第8条までが経過措置となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

税務課長の朗読、説明が終わりました。 これから質疑を行います。 3番。

3 番(永田 勝美 君)

1点だけ質問をしたいと思います。今回ふるさと納税の関係が条例にかかわっておりますけれども、先般ですね、マスコミの報道で、佐々町が今ふるさと納税の受入れを中止しているという報道がありました。要するに、地場産品が適正でないというようなことをうかがわせるような報道だったんですけども、現状について少し報告いただけますでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

企画財政課長。

企画財政課長(藤永 大治 君)

ふるさと納税制度に関しまして、6月1日からふるさと納税制度の見直しが行われております。これにつきまして、制度見直しに伴いまして、本町につきましても、これまで取り扱っておりました地場産品とならない返礼品の取下げというのとか、募集経費に関しましても対応をすることとしております。新しい制度につきましては、返礼品は寄附額の3割以下、募集経費は寄附額の5割以下、返礼品は地場産品に限定ということで、新しく制度がなされております。今回、6月1日でポータルサイトの一時停止を行っております。これにつきましては、返礼率の変更に伴いまして、その全商品の寄附額の変更でありますとか、保有ポイントの換算し直しなどの作業のために一時停止を行っているものでありまして、6月20日再開予定となっております。

以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかにございませんか。 7番。

7 番(平田 康範 君)

単純な質問ですが、疑問を持ったもんですから質問をさせていただきますが、この条文の中でですよ、平成45年とか何かずっと掲げてございますよね。今、令和になってるんですが、この条文でいいのか、その捉え方を教えていただけませんか。

議 長(淡田 邦夫 君)

税務課長。

税務課長(大平 弘明 君)

ただ今の御質問でございますけども、元号改正に伴う文書の取扱いについてということで、 こちらのほうは、4月30日以前の日付で施行する文書につきましては平成のほう、新元号は使 — 令和元年6月 第2回佐々町議会定例会(2日目) R1.6.20 —

用せず、平成の元号を使用するということになっておりまして、そのような取扱いをさせていただいております。読み替えて対応をするような形となろうかと思います。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかにございませんか。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第24号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町税条例等の一部を改正する条例) は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

一 日程第4 議案第25号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第4、議案第25号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第25号 朗読)

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

保険環境課長。

保険環境課長(安達 伸男 君)

それでは、御説明をさせていただきます。

議案第25号資料となっておりますものを御覧ください。

この資料の中の中段に、改正の概要として表が載っております。今回の改正は、第2条と第21条の2つの改正になっております。その改正の内容を、その表の下に記載をしております。

1つ目は、基礎課税額の課税限度額の引上げということで、58万円から61万円への改正を行っております。

それから、もう一つが、保険税軽減措置の拡充ということで、軽減措置の所得の判定に用いる所得の額、これの改正を行っております。

改正としましては、5割軽減の分と2割軽減の分を改正をしておりまして、5割軽減の分が27万5,000円であったものを28万円、2割軽減の分が50万円であったものを51万円というふうに改正をさせていただいております。

それでは、条例のほうに戻っていただきまして、朗読をさせていただきます。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。佐々町国民健康保険税条例(昭和41年 佐々町条例第14号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで、2ページ目を御覧ください。

第2条の第2項、ここに課税限度額が記載をされておりまして、58万円から61万円に改正を行っております。

それから、その下、第21条ですけれども、こちらの第1項の中にあります58万円から61万円、 ここは同じく課税限度額を改正したものです。

3ページを御覧いただきまして、第2号、こちらが5割軽減の所得の金額になりますが、これを27万5,000円から28万円に改正で、3号ですけれども、こちらは2割軽減の分で、50万円から51万円に改正をさせていただいております。

附則。施行期日。第1項、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

適用区分。第2項、改正後の佐々町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

保険環境課長、朗読、説明が終わりました。 これから質疑を行います。 3番。

3 番(永田 勝美 君)

今回の改定についてですね、伺いたいのは、全体として、いわゆる課税限度額の引上げによる町民の税負担の増と、それから、保険税軽減措置の拡充に伴う負担の減を比較すると、所管事務調査の中で述べられていた数字を見ると、全体としては増が多いと。要するに、全体としては、町民全体の負担は増えるということの改定であります。もちろん減税措置、減額措置が増えることについては、これはプラスになるとこ多いわけですが、今でも高い国保税がですね、全体としてやはり上がるということには変わりないのではないかと思いまして、改めてですね、プラスマイナスでどうなるかということと。

それから、今回、法令の改正に伴う対応ということでありますが、例えばその、課税限度額

一 令和元年6月 第2回佐々町議会定例会(2日目) R1.6.20 一

引上げについて、これは町の国保財政としては必須の対応なのか、どうしても上げなくてはならないのかということをですね、改めて確認したいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

保険環境課長。

保険環境課長(安達 伸男 君)

まず、総務厚生委員会のほうでも御説明を差し上げました改めての影響額というところですけれども、課税限度額の引上げに伴う影響の分が39万4,466円の増ということになります。5割軽減、2割軽減、こちらが、所得判定の金額が上がったことによる影響というのが28万5,400円の減額ということで、影響としましては、議員おっしゃるとおり、差し引きしますと、全体では増額、影響額としては増額ということに実質なっております。

課税限度額の法改正に伴って、必ず町として改正することが必須かどうかというところにつきましては、申し訳ございません、そこまでちょっと調べておりませんで、今即答できません。 申し訳ございません。

議 長(淡田 邦夫 君)

暫時休憩します。

(11時35分 休憩)

(11時36分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

保険環境課長。

保険環境課長(安達 伸男 君)

申し訳ございません。休憩いただきましてありがとうございました。

課税限度額の引上げにつきましては、地方税法の施行令の改正に伴うものとなっておりまして、町として改正することが必須ということになっております。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかに質疑ありませんでしょうか。

(「なし。」の声あり)

これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。

これから採決を行います。議案第25号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

一 日程第5 議案第26号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町介護保険条例の一部を改正する条例)

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第5、議案第26号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町介護保険条例の一部を改正する条例)を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第26号 朗読)

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

住民福祉課長。

住民福祉課長 (今道 晋次 君)

それでは、お手元に添付しております資料のほうで少し説明をさせていただきたいと思いますけれども、今回の改正につきましては、添付資料の改正の趣旨のとおり、現在の消費税率に引き上げられた際に、低所得者対策強化の観点から、低所得者の負担軽減が実施されておりますけれども、本年10月1日に予定をされております消費税率の引上げにあわせて、さらに軽減を強化するという措置でございます。

負担軽減の内容につきましては、すいません、裏面を、ここを見ていただければと思いますが、これまで所得段階の第1段階のみを対象として軽減がなされておりましたけれども、消費増税に伴いまして、第2段階、第3段階までの所得階層のところが軽減の対象となるということでございます。

その軽減額ですけれども、この表にありますように、お手元の今見ていただいている資料の下の表ということで見ていただければと思いますが、今年度は、第1段階のところの年額保険料が5,200円の減額、軽減で2 万5,700円、第2 段階のところが8,600円の軽減で4 万2,900円、第3 段階のところが1,700円の軽減で4 万2,800円ということになっております。

それでは、すいません、条例のほうの資料を1枚めくっていただいたところで、1ページのほうを御覧いただければというふうに思います。

佐々町介護保険条例の一部を改正する条例。佐々町介護保険条例(平成12年佐々町条例第22号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場

合には、当該改正後部分を加える。

この新旧対照表でございますけれども、先ほど御説明をさせていただきましたように、これまで第5条の第2項というところで、所得階層第1段階のみの軽減措置でしたけれども、今回、第3項に第2段階の所得階層部分に係る軽減措置を、次のページ、裏面を見ていただきますと、第4項に所得階層第3段階に係る軽減措置を設けたことに伴う改正ということでございます。附則。施行期日。1項、この条例は平成31年4月1日から施行する。

経過措置。第2項、改正後の第5条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

住民福祉課長から朗読、説明が終わりました。 これから質疑を行います。 3番。

3 番(永田 勝美 君)

今回の介護保険条例の一部を改正する条例内容について説明を受けました。改めてですね、 介護保険料全体としては引上げ傾向ずっと続いております中で、低所得者の負担を軽減すると いうことそのものについては、当然必要なことだというふうに考えるものであります。

ただし、これが消費税引上げに伴うというところについてですね、となっておりまして、このあたりがどうなのかですね。その消費税が上がらなかったら、仮に、10月1日実施が延期された場合、対応をどうするのかということについて質問をしたいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

住民福祉課長。

住民福祉課長(今道 晋次 君)

今の御質問ですけれども、仮に消費税が増税されないということになったときですけれども、今回のこの専決処分に基づきまして、介護保険料の算定につきましては、6月1日現在で算定をさせていただいているところでございます。結果として今後消費税の増税がされないということになったとしても、その時点で国から通知があろうかと思いますが、今回専決処分をさせていただいた介護保険料の、この介護保険条例の改正については、元に戻すような形になろうかと思いますけれども、遡及適用ということができませんので、今年度の保険料については、このまま走るということになろうかというふうに思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかにございませんでしょうか、質疑。

(「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第26号 専決処分した事件の承認を求める件(佐々町介護保険条例の一部を改正する条例) は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

— 日程第6 議案第27号 専決処分した事件の承認を求める件(平成30年度 佐々町一般会計補正 予算(第5号))—

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第6、議案第27号 専決処分した事件の承認を求める件(平成30年度佐々町一般会計補正 予算(第5号))を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第27号 朗読)

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

企画財政課長。

企画財政課長(藤永 大治 君)

それでは、1ページめくっていただきまして、平成30年度佐々町一般会計補正予算 (第5号)。 平成30年度佐々町の一般会計補正予算 (第5号) は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,052万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,138万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月29日専決。佐々町長。

それでは、1ページを御覧いただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。11款分担金及び負担金、補正額減額81万1,000円、計1億509万8,000円。1項分担金、 補正額減額81万1,000円、計179万5,000円。

14款県支出金、補正額減額1,140万9,000円、計4億7,608万1,000円。 2項県補助金、補正額1,140万9,000円、計1億3,603万3,000円。

20款町債、補正額減額830万円、計4億4,370万円。1項町債、補正額、計とも同額です。 歳入合計、補正額減額2,052万円、計62億6,138万5,000円。

歲出。11款災害復旧費、補正額減額1,300万円、計5,185万7,000円。1項農林水産施設災害復旧費、補正額減額1,300万円、計5,114万7,000円。

14款予備費、補正額減額752万円、計2,180万4,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。 歳出合計、減額2,052万円、計62億6,138万5,000円。

続いて、第2表、地方債補正。変更。起債の目的、災害復旧事業債、30年災農地等災害復旧事業。補正前限度額840万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年2.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後、限度額10万円。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。

3ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括につきましては、割愛をさせていただきます。 4ページの2の歳入でございますけれども、今回の補正につきましては、農地等の災害復旧 事業の分の繰越事業の分でございますけれども、こちらが災害復旧事業の補助金の予算枠の関 連で施越事業となったことに伴いまして、今回補正をさせていただいておるところでございま す。交付決定額のうち、617万1,000円が次年度以降の交付となったために、今回専決の補正を させていただいておるところでございます。

というところで、14款の県支出金でいきますと、補助金の減額の1,140万9,000円というところで、こちらは結果的に補助率は増にはなったんですけれども、事業費の減と施越事業に伴う交付決定分の減ということで、合わせまして1,140万9,000円の減となっております。

5ページにつきましては、事業執行見込みによる事業費の減額をさせていただいております。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第27号 専決処分した事件の承認を求める件(平成30年度佐々町一般会計補正予算(第5号))は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

— 日程第7 議案第28号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正の件 —

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第7、議案第28号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第28号 朗読)

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

総務課長。

総務課長(山本 勝憲 君)

すいません。それでは、資料のほうをお願いいたします。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。 まず1点目は、休職の期間ということで、人事院規則では、いわゆる丸の3番目に書いてあります心身の故障のための長期休養をする場合の期間というのが、人事院規則の場合、3年を超えない範囲内ということでなっておりますが、本町の条例が2年を超えない範囲ということになっておりますので、その部分を改正させていただきたいということで考えております。

2番目の失職の例外でございますが、地方公務員法には欠格条項ということで、公務員の資格の部分でございますが、条例で定める場合を除くほか、職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができないということになっておりまして、その中で禁錮以上の刑に処せられた場合は、公務員にはなれないという形になっております。

その中で、同法の28条の中になりますけど、条例の特別の定めがある場合を除く外、その職を失うという形になっておりまして、本町の場合、今の現在の条例では、禁錮以上の刑に処せられた場合は、有無なく失職という形になりますが、今回条例を追加させていただきまして、失職の例外を設けさせていただいております。

それにつきましては、本来公務員である職員の非行行為に対しては、厳しく対処すべきだということで考えておりますが、しかしながら、過失による罪については、直ちに失職するのではなく、情状の余地を与え、特に必要と認める場合については、執行を猶予された場合において、職を失わないようにするということで今回考えております。想定している事項につきましては、交通事故であり、職員の出張や現場確認など公用車を運転する機会が多ございまして、その中で、職員の不注意等により事故当事者となる可能性を想定しているということでございます。

それでは、本文のほうをお願いいたします。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和28年佐々町条例第12号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存 在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加えるということで、3条の改正前が2年となっておりますが、それを3年に延ばすという改正でございます。

それと、4条の次に5条を追加しまして、失職の例外ということで設けさせていただいております。

あと、改正前の5条の部分が公平委員会規則で定めるという形になっておりましたけど、この部分につきましては、第6条で任命権者が定めるという形で整理をさせていただいております。

なお、公平委員会につきましては、本町には定められておりませんで、県のほうの人事委員 会のほうに公平委員会の事務を委任するという形で制度設計されております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

総務課長、朗読、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

2番。

2 番 (浜野 亘 君)

今御説明をいただきました、現在の第5条の公平委員会規則ということで、任命権者に変更するようなことを言われておりますけども、任命権者ってなればですね、裁量が任命権者に移るわけですので、県下統一としての公平委員会っていうのが佐々町は委託しているわけですたいね。なら、独自に決めないといけないということになれば、県下統一にはならないんじゃないか。公平委員会はそういう形で任命権者ということで改正をお願いしたいというふうになっているものなんでしょうか。言われているんでしょうか。説明をお願いします。

議 長(淡田 邦夫 君)

間もなく12時になりますけれども、この議案が終了するまで会議を続けさせていただきます。 総務課長。

総務課長(山本 勝憲 君)

すいません、説明が悪くてですね。県に公平委員会の事務を委託している自治体というものが、本町を含め、全町ですね。それと一部事務組合とか、広域連合9団体ございます。ほかの町の先ほどの条例のほうを確認させていただいております。その中では、どちらの町も基本的には、その任命権者とか町長とかという表現の中で、このような形で整理を定めるという形になっております。

逆に言えばですね、公平委員会を設置されている自治体におきましては、先ほど2番議員が言われましたように、公平委員会の中の規則という形で定められている自治体もございますが、事務を委任されている本県の自治体につきましては、町につきましては、全てこのような形で任命権者が定めるという形の整理がされております。

以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

いいですか。

3番。

3 番(永田 勝美 君)

先ほどの御説明の中で、いわゆる交通事故等ということがありました。それで、いわゆる執行猶予となれば、無条件に失職しないということなのかと。言っていることわかりますでしょうか。要するにですね、例えば、飲酒運転で物損事故を起こしたと。そういう場合は、免許状の取消しとか、そういったものはあるけれども、いわゆるその刑、禁錮以上の刑っていうふうになるのかどうか、そういう状況あると思うんですね。私、禁錮以上の刑にならなくても、例えば、そういう悪質な交通違反については、厳しく対応をするというようなことをやられているんではないかなと。だから、その執行猶予となった者は、全て無条件に失職しないということではないのかなというふうに思うんですけども、そのあたりのところを少し説明をいただけませんでしょうか。

もう一つですね、いわゆる最近問題になっているのは、飲酒運転とそれから過労運転というのがありますね。過労運転というのは非常に厳しく対応されていますけれども、そういったことなどについてもですね、安全運転義務違反っていうようなことがいろいろ言われている中身で、少し町民にわかりやすく、そのあたりどの程度なのかということについて御説明いただければと思いますが。

議 長(淡田 邦夫 君)

総務課長。

総務課長(山本 勝憲 君)

今回の改正の趣旨といたしましては、5条のほうに書いてございますとおり、その刑の執行を猶予された職員については、その罪が過失によるものであり、かつ任命権者が情状を考慮して特に必要と認めたときに限りその職を失わないという形で取り扱わさせていただきたいと思っております。具体的に言えば、例えば、公用車を運転して、安全に運転していたけど、法定速度内で運転していたけど、急に飛び出しがあって、人身事故を起こして、不幸にもその方が亡くなられたという場合があると思います。そういう場合は、やはり刑的には禁錮とかいうような刑が執行されるのではないかということが予想されますので、その部分につきましては、やっぱりその特例のほうを、失職の例外等を活用できないかということで、執行のほうとしては考えさせていただいているところでございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

3番。

3 番(永田 勝美 君)

いわゆるその悪質な違反については、この規定によらず、例えば、失職するとか、そういったことになっているのかなというふうに思うんですが、そのあたりのところを少し。

議 長(淡田 邦夫 君)

総務課長。

総務課長(山本 勝憲 君)

そちらにつきましては、これは分限という形の中で整理させていただいていますけども、も う一つ、懲戒という、いわゆる悪いことをしたときには罰則を与えますよという処分がござい ますので、そちらの中で取り扱わせていただいております。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかにございませんでしょうか。 8番。

8 番 (須藤 敏規 君)

委員長の許可を得まして、質問をさせていただきます。所管事務調査でしきらんだったものですから、申し訳ありません。

今お尋ねの任命権者が定めるってなれば、やはり私もそうなんですけど、皆さんも同じと思いますので、条例の下に規則がありますからですね、公平委員会で定めたものをそのままでも結構なんですけど、具体的につくっていただける考えはないものかですね。町長の腹の中で決めるじゃなくて、こういう場合はしますよというのをですね、公平委員会で今まであったのであればですね、それを規則に定めていただけないものか。どんなもんでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

総務課長。

総務課長(山本 勝憲 君)

すいません、公平委員会の規則の件ということでお尋ねでございますが、もともと本町のほうのいわゆる公平委員会の事務を委任されていますのが、昭和31年と非常に古うございます。ちょっと調べたんですが、もともと本町に公平委員会があったのかという部分がちょっと不透明でございます。もともと当時は、議員御存じのとおり、条例等につきましても、国からの準則等に従って整備されているのかなということが予想されております。その中で、このような形で残っているのかなということで思っております。

規則についての、公平委員会の規則があればというか、御質問でございますけれど、その規則については現在ございません、当然。じゃあ、任命権者が定めるとなっておりますので、その中で規則を今後整備されるのかという部分につきましては、今後検討させていただきたいと思います。ただ、各自治体のその規則等を調べますときに、本県の中ではちょっと、先ほど事務を委任している自治体を御説明いたしましたけど、その中ではちょっと見つけることができておりませんので、今後検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

8番。

8 番 (須藤 敏規 君)

やはり私はつくるべきだと思っとるもんですからですね、町長が定めるとか、別に必要な事項じゃないかと私は思っとるもんですから、任命権者はそれぞれ議長もおられるし、教育長もおられるし、それぞれで判断するよりですね、こういう場合はこのように取り扱っていくちゅうのをですね、やはりつくるべきじゃないかと思うんですけど。これは公表しないとか、今、国会で問題になっていますけどですね。やはり公表していただきたいと思います。つくるべきじゃないでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

暫時休憩します。

(12時05分 休憩) (12時07分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。 副町長。

副 町 長 (中村 義治 君)

ただ今の件につきましては、研究、検討をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかに質疑もないようです。 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第28号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 暫時休憩としまして、1時10分から再開といたします。よろしくお願いいたします。

(12時08分 休憩) (13時10分 再開)

— 日程第8 議案第29号 佐々町さざん花団地排水処理施設設置条例の一部改正の件

日程第9 議案第30号 佐々町総合福祉センター使用料条例の一部改正の件

日程第10 議案第31号 佐々町都市公園条例の一部改正の件

日程第11 議案第32号 佐々町道路占用料徴収条例の一部改正の件

日程第12 議案第33号 佐々町公共下水道条例の一部改正の件

日程第13 議案第34号 佐々町農業集落排水施設設置条例の一部改正の件

日程第14 議案第35号 佐々町立小中学校体育館使用条例の一部改正の件

日程第15 議案第36号 佐々町公民館使用料条例の一部改正の件

日程第16 議案第37号 佐々町夜間照明施設使用料条例の一部改正の件

日程第17 議案第38号 佐々町文化会館条例の一部改正の件

日程第18 議案第39号 佐々町体育施設条例の一部改正の件

日程第19 議案第40号 佐々町勤労青少年ホーム条例の一部改正の件 —

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第29号 佐々町さざん花団地排水処理施設設置条例の一部改正の件、日程第9、議案第30号 佐々町総合福祉センター使用料条例の一部改正の件、日程第10、議案第31号 佐々町都市公園条例の一部改正の件、日程第11、議案第32号 佐々町道路占用料徴収条例の一部改正の件、日程第12、議案第33号 佐々町公共下水道条例の一部改正の件、日程第13、議案第34号 佐々町農業集落排水施設設置条例の一部改正の件、日程第14、議案第35号 佐々町立小中学校体育館使用条例の一部改正の件、日程第15、議案第36号 佐々町公民館使用料条例の一部改正の件、日程第16、議案第37号 佐々町夜間照明施設使用料条例の一部改正の件、日程第17、議案第38号 佐々町文化会館条例の一部改正の件、日程第18、議案第39号 佐々町体育施設条例の一部改正の件、日程第19、議案第40号 佐々町勤労青少年ホーム条例の一部改正の件。

お諮りします。以上の12議案を、関連がありますので、一括議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第29号から議案第40号までの12議案は一括議題といたします。

進め方について、あらかじめ説明します。まず、町長が鏡を朗読を、各担当課が説明をお願いします。順次そのように行います。それから、条項等の改正等、表、様式の別表の改正、削除又は追加の部分については、朗読を省略し、表題と改正前、改正後のアンダーライン部分のみを説明をお願いいたします。そういうことでよろしくお願いいたします。

日程第8、議案第29号 佐々町さざん花団地排水処理施設設置条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第29号 朗読)

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

総務課長。

総務課長(山本 勝憲 君)

すいません、1ページ開いていただきまして、佐々町さざん花団地排水処理施設設置条例の 一部を改正する条例。

佐々町さざん花団地排水処理施設設置条例(昭和61年佐々町条例第22号)の一部を次のよう に改正する

改正前が「消費税及び地方消費税として8%を乗じた額」ということで記載されておりますけど、改正後が「消費税及び地方消費税を加えた額」ということで改正をさせていただいております。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第9、議案第30号 佐々町総合福祉センター使用料条例の一部改正の件について、執行の 説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第30号 朗読)

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

住民福祉課長。

住民福祉課長(今道 晋次 君)

めくっていただきまして、佐々町総合福祉センター使用料条例の一部を改正する条例。 佐々町総合福祉センター使用料条例(平成10年佐々町条例第7号)の一部を次のように改正 する。

今回の改正につきましては、提案理由のとおり、消費税率及び地方消費税率の改正に伴うものです。改正前にあります備考欄のほうにあります「地方消費税として8%を乗じて得た額」という表現がございますけれども、改正後は、これを削除するものでございます。

附則。条例、令和元年10月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第10、議案第31号 佐々町都市公園条例の一部改正の件について、執行の説明を求めます。 町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第31号 朗読)

中身につきましては、建設課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (川崎 順二 君)

めくっていただきまして、1ページをお願いします。

佐々町都市公園条例の一部を改正する条例。

佐々町都市公園条例(昭和43年佐々町条例第5号)の一部を次のように改正する。

これは別表第1の備考欄の改正になりますが、現行「消費税及び地方消費税として8%を乗

一 令和元年6月 第2回佐々町議会定例会(2日目) R1.6.20 一

じて得た額」という部分を、「消費税及び地方消費税を加えた額」と改正するものでございます。 附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、説明を終わります。よろしくお願いします。

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第11、議案第32号 佐々町道路占用料徴収条例の一部改正の件について、執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第32号 朗読)

中身につきましては、建設課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (川崎 順二 君)

めくって、1ページをお願いいたします。

佐々町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

佐々町道路占用料徴収条例(昭和61年佐々町条例第19号)の一部を次のように改正する。

もう1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

第2条第2項の改正となります。これも「消費税及び地方消費税として8%を乗じて得た額を加えた額」という部分を、「消費税及び地方消費税を加えた額」というふうに改正するものでございます。これが2か所ございます。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第12、議案第33号 佐々町公共下水道条例の一部改正の件について、執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第33号 朗読)

水道課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

水道課長。

水道課長(橋川 貴月 君)

1枚めくっていただいて、佐々町公共下水道条例の一部を改正する条例。

佐々町公共下水道条例(平成6年佐々町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前が、24条の使用料算定方法、「100分の108を乗じて得た額」というものを、改正後は「消費税及び地方消費税を加えた額」とさせていただきます。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、よろしくお願いします。

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第13、議案第34号 佐々町農業集落排水施設設置条例の一部改正の件について、執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第34号 朗読)

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

水道課長。

水道課長(橋川 貴月 君)

すいません。1ページをめくってください。

佐々町農業集落排水施設設置条例の一部を改正する条例。

佐々町農業集落排水施設設置条例(平成7年佐々町条例第13号)の一部を次のように改正する。改正前が17条、使用料の算定方法の「100分の108を乗じて得た額」というところが、改正後は「消費税及び地方消費税を加えた額」と改正いたします。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、よろしくお願いします。

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第14、議案第35号 佐々町立小中学校体育館使用条例の一部改正の件について、執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第35号 朗読)

教育次長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育次長。

教育次長(水本 淳一 君)

ページを1ページめくっていただけますでしょうか。

佐々町立小中学校体育館使用条例の一部を改正する条例。

佐々町立小中学校体育館使用条例(昭和57年佐々町条例第7号)の一部を次のように改正する。改正前、改正後の中の別表第4条関係、体育館の使用料につきまして、ただし書きのところの「として8%を乗じて得た額」というのを、改正後、そこを削除いたしまして、「消費税及び地方消費税を加えた額」というふうに変えたものでございます。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。 以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第15、議案第36号 佐々町公民館使用料条例の一部改正の件について、執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第36号 朗読)

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育次長。

教育次長(水本 淳一 君)

1ページを見ていただけますでしょうか。

佐々町公民館使用料条例の一部を改正する条例。

佐々町公民館使用料条例(昭和38年佐々町条例第11号)の一部を次のように改正する。改正前のここの別表第1の第5条の関係のところでございますが、「として8%を乗じて得た額」というのを、改正後「消費税及び地方消費税を加えた額」というふうに改正を行うものです。

続きまして、2ページを開けていただけますでしょうか。

別表第2、第6条関係、当該施設の冷暖房使用料につきましてでございます。この備考欄に おきましても、「として8%を乗じて得た額」というところを、「消費税及び地方消費税を加え た額」というところに変更いたしております。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。 以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第16、議案第37号 佐々町夜間照明施設使用料条例の一部改正の件について、執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第37号 朗読)

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育次長。

教育次長(水本 淳一 君)

1ページ開けていただけますでしょうか。

佐々町夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例。

佐々町夜間照明施設使用料条例(昭和50年佐々町条例第16号)の一部を次のように改正する。 改正前でございますが、当該施設の照明施設使用料でございます。別表第7条の下のところで、 「として8%を乗じて得た額」を削除いたしまして、改正後「消費税及び地方消費税を加えた 額」というふうに改正するものでございます。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。 以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第17、議案第38号 佐々町文化会館条例の一部改正の件について、執行の説明を求めます。 町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第38号 朗読)

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育次長。

教育次長(水本 淳一 君)

1ページを御覧ください。

佐々町文化会館条例の一部を改正する条例。

佐々町文化会館条例(昭和59年佐々町条例第25号)の一部を次のように改正する。改正前のところの表の中の別表第1、第5条関係、当該施設の使用料でございます。この備考欄の2のところでございますが、ここも「として8%を乗じて得た額」というのを削除し、「消費税及び地方消費税を加えた額」というふうに改正を行うものでございます。

それから、その下段の2ページにまたがるもので、2ページを開けていただいてよろしいで しょうか。

別表第2の器具、この施設の器具・備品使用料でございます。2ページの改正前「として8%を乗じて得た額」というのを削除し、改正後「消費税及び地方消費税を加えた額」というふうな改正を行うものです。

それから、3つ目でございますが、別表第3、第6条関係ということで、冷暖房使用料のところでございます。これも備考欄「として8%を乗じて得た額」という改正前の文言を削除いたしまして、改正後「消費税及び地方消費税を加えた額」というふうに変えております。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第18、議案第39号 佐々町体育施設条例の一部改正の件について、執行の説明を求めます。 町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第39号 朗読)

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育次長。

教育次長 (水本 淳一 君)

失礼します。ページを1ページ開けてください。

佐々町体育施設条例の一部を改正する条例。

佐々町体育施設条例(昭和54年佐々町条例第8号)の一部を次のように改正する。改正前の別表第3条関係、当該施設の施設使用料の関係でございます。備考欄の6のところに、改正前「として8%を乗じて得た額」という消費税の文言を削除いたしまして、「消費税及び地方消費税を加えた額」というふうに改正するものでございます。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第19、議案第40号 佐々町勤労青少年ホーム条例の一部改正の件について、執行の説明を 求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第40号 朗読)

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

教育次長。

教育次長(水本 淳一 君)

1ページを御覧ください。

佐々町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例。

佐々町勤労青少年ホーム条例(昭和49年佐々町条例第30号)の一部を次のように改正する。 改正前、別表第1、第7条関係、当該施設の室料、備品使用料関係でございます。これの備考 欄のところでございます。「として8%を乗じて得た額」というところを消費税関係のところを 削除をいたしまして、「消費税及び地方消費税を加えた額」というふうに改正するものです。

続きまして、2ページを見ていただけますでしょうか。

別表第2、第8条関係ということで、当該施設の冷暖房使用料のところでございます。これ も同じように備考欄のところの「として8%を乗じて得た額」という改正前の文言を削除いた しまして、改正後におきましては、「消費税及び地方消費税を加えた額」というふうな形に改正 するものでございます。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。 以上でございます。

議 長(淡田 邦夫 君)

執行の説明が終わりました。

日程第8、議案第29号 佐々町さざん花団地排水処理施設設置条例の一部改正の件について、 これから質疑を行います。

3番。

3 番(永田 勝美 君)

審議の方法で、各項目共通のテーマなんですけれども、よろしいでしょうか。

今回のですね、消費税改定について、対応について伺いたいと思いますが、10月から予定されている消費税率の改定に伴って、消費税引上げ分を使用料に添加するという内容になっている。まあ関連、今の提案された条例すべてそうですけれども、その他も含めて14条例が改正案として出されているかと思います。

今回の使用料改定に伴う利用者といいますか、町民の負担増というのはどれぐらいになるのかということと、それから、一方でですね、町の一般会計で、消費税引上げによってどれぐらい支出が増えるのかということについて、わかっておれば示されたいというふうに思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

企画財政課長。

企画財政課長 (藤永 大治 君)

今回の施設関係の使用料についての影響額というところでいきますと、一般会計の部分でいきますと、影響額が17万3,760円というところで今試算を行っているところでございます。一般会計の部分でございます。

それから、歳出に伴う一般会計の分で、消費税の影響額というところでいきますと、歳出の 部分につきましては、1,679万程度が消費税に伴う影響額というところでございます。 以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかにないでしょうか。

(「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

3番。

3 番(永田 勝美 君)

反対討論を行います。

使用料や手数料の改定は当然のことのように聞こえますけれども、実際に利用者から消費税を預かって、町がその分を全て国に納めるというふうにはなっていないわけであります。地方公共団体の一般会計は、国への納付を、もう国からの還付も行われない仕組みとなっているというふうに理解しています。

したがって、使用料の改定は、町にとって直接収入の増減に直結するということです。

一方で、消費税が引き上げられれば、当然町が行うさまざまな事業、物品購入費など支出も増えると。今1,679万というお答えがありました。それらを使用料の改定で賄うことは到底できないわけであります。そうすると、町民にとっては消費税の負担だけが上乗せされるということになるのではないかと。町としても、その分を町の収入ということになるわけですから、まずやっぱり、したがって、まずは、適正な使用料の改定について、受益と負担の観点から改めて点検を行うと。その上で、最終的な管理運営費の増を見据えた料金改定を行うことが筋ではないだろうか。

そういう点で、町が頑張って使用料を据え置くというのが、今求められているんではないかというふうに思います。そうした取組は後回しにして、消費税の増を町の使用料に連動させているという今回の条例改定は、便乗値上げというそしりを免れないのではないかというふうに考えます。

そもそも今回の消費税引上げについては、勤労統計の偽造・ねつ造など不正によって増税の前提が崩れており、直近の統計では、景気は後退局面に入っているという取組も指摘されています。もともと労働者の実質賃金は、5年前に比べて25万円も年間で減額しており、国民の消費支出は5年連続マイナスを記録していると。そういう中で、大企業や富裕層が過去最高の利益を上げていますが、国民の暮らしは相変わらず大変な状況が続いている。

こんなときに消費税増税が強行されれば、景気は冷え込み、国民の暮らしはますます苦しくなるのは、火を見るより明らかだというふうに思います。だからこそ、政府の部内からも消費税引上げの時期を延期すべきとの声が上がっているのではありませんか。

住民福祉の増進を最大の責務とする地方公共団体である佐々町は、国が進める消費税増税をストップさせる立場ではないのかと。それにもかかわらずですね、ありとあらゆる公共料金を引き上げようとするということは許されないのではないかと考えます。町民の暮らしの実態を直視し、国に増税をやめろを声を上げることを優先すべきと考えます。

したがって、今回の条例改正には反対いたします。 以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第29号 佐々町さざん花団 地排水処理施設設置条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願い ます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第9、議案第30号 佐々町総合福祉センター使用料条例の一部改正の件について、これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。

質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第30号 佐々町総合福祉センター使用料条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。 3番。

3 番(永田 勝美 君)

議長、賛成多数ですよね。

議 長(淡田 邦夫 君)

はい。

3番。

3 番(永田 勝美 君)

議長、議事の進め方について意見があります。

議 長(淡田 邦夫 君)

暫時休憩とします。

(13時39分 休憩)

(13時41分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第30号 佐々町総合福祉センター使用料条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第10、議案第31号 佐々町都市公園条例の一部改正の件について、これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。

— 令和元年6月 第2回佐々町議会定例会(2日目) R1.6.20 —

これから討論を。

3番。

3 番(永田 勝美 君)

先ほどと同趣旨で、反対の討論といたします。 以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第31号 佐々町都市公園条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第11、議案第32号 佐々町道路占用料徴収条例の一部改正の件について、これから質疑を 行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

3番。

3 番(永田 勝美 君)

同趣旨について、同趣旨に基づいて反対といたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第32号 佐々町道路占用料 徴収条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第12、議案第33号 佐々町公共下水道条例の一部改正の件について、これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

3番。

3 番(永田 勝美 君)

下水道条例については、企業会計というふうに理解しておりますが、実際に影響としては同様の影響が考えられるというふうに考えます。よって、反対討論といたします。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかにないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第33号 佐々町公共下水道 条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第13、議案第34号 佐々町農業集落排水施設設置条例の一部改正の件について、これから 質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。 これから討論を行います。 3番。

3 番(永田 勝美 君)

同様の趣旨で反対といたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第34号 佐々町農業集落排 水施設設置条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第14、議案第35号 佐々町立小中学校体育館使用条例の一部改正の件について、これから 質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。 これから討論を行います。 3番。

3 番(永田 勝美 君)

同様の趣旨で反対といたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第35号 佐々町立小中学校 体育館使用条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第15、議案第36号 佐々町公民館使用料条例の一部改正の件について、これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑を終わります。 これから討論を行います。 3番。

3 番(永田 勝美 君)

同様の趣旨で反対といたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第36号 佐々町公民館使用料条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第16、議案第37号 佐々町夜間照明施設使用料条例の一部改正の件について、これから質 疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。 これから討論を行います。 3番。

3 番(永田 勝美 君)

同様の趣旨で反対といたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これで討論を終わります。 9番。

9 番(川副 善敬 君)

一人ぐらい賛成討論をせんばやろう。

3番議員の言われる趣旨もわかります。消費税、非常に生活が厳しくなって貧富の差がひどくなっている世の中の経済状況の中で、消費税はできないものなら掛けられないほうがいいんですけれども、等しく税をみんなで負担して、そして、日本の今課題しとる少子高齢化に充て

るということは、10月からの幼稚園と保育所の無償化ですね、10月からの開始。それから、地方消費税に対しては、地方に対しての分配率が、たしか上がっていると思います。そういう意味において、地方にもこの消費税を、今まで都市の人口割でしておったのをそういうふうに分配して、地方もそれによって消費税の還元率が大きくなると。そしてまた、幼保無償化、それから、今いろいろ取り沙汰されております教育の無償化、こういうものに取り組んでいくためには、やむを得ないと。全てが賛成ではないけれども、ほかに行政改革をして財源を生み出すべきではあるけれども、この消費税を今、当面、消費税を上げて、こういう少子化、高齢化、国が対面する問題に対しても、地方が対面する問題に対しても、この消費税をもって解決の一歩とするべきだと思い、賛成討論といたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第37号 佐々町夜間照明施設使用料条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第17、議案第38号 佐々町文化会館条例の一部改正の件について、これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

3番。

3 番(永田 勝美 君)

先ほど来の討論も含めてですね、今、消費税が引き上げられることについては、様々な国民 の間で意見があるということは承知しています。

一方でですね、いわゆる公共料金、いわゆる町が運営する施設の利用料については、一般の 消費税とは違う、預り消費税とは違うわけで、そのまま町にとってはプラスの収入になり、町 民にとっては負担となるというものであるというふうに理解しています。そういう点でですね、 今回の条例改正は、便乗値上げと言われても、それについては反論できないではないかという ことを申し上げました。

したがって、今回の条例改正については、やはり見直しが先決であるということで、反対ということであります。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第38号 佐々町文化会館条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

— 令和元年6月 第2回佐々町議会定例会(2日目) R1.6.20 —

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第18、議案第39号 佐々町体育施設条例の一部改正の件について、これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。 これから討論を行います。 3番。

3 番(永田 勝美 君)

同様の趣旨でありますが、特に体育施設については、青少年の利用という点もありですね、 そういったものを振興していく上からも、今回それに消費税を掛けて負担を増やすと、使用料 を増やすということについては、反対いたします。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第39号 佐々町体育施設条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第19、議案第40号 佐々町勤労青少年ホーム条例の一部改正の件について、これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。 これから討論を行います。 3番。

3 番(永田 勝美 君)

同様の趣旨で反対といたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第40号 佐々町勤労青少年ホーム条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

― 日程第20 議案第41号 佐々町農業体験施設設置条例の一部改正の件 ―

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第20、議案第41号 佐々町農業体験施設設置条例の一部改正の件を議題といたします。 執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第41号 朗読)

中身につきましては、産業経済課長をもって説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

産業経済課長。

産業経済課長(藤永 尊生 君)

それでは、ページをめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

佐々町農業体験施設設置条例の一部を改正する条例。

佐々町農業体験施設設置条例(平成23年佐々町条例第4号)の一部を、次のように改正する。 条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分の うち下線が引かれた部分(以下「改正前表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太 線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、 当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当 該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当 該改正

2ページのほうをお願いいたします。

今回の改正につきましては、消費税の改正の予定に伴うものでございますが、あわせまして、 条例中の文言のほうを一部改正させていただくというものでございます。文中に「利用料」と いうものを「使用料」というふうに文言のほうを変えるものでございます。

条文の第6条のほうになりますが、6条のほうが「利用料」という形になっておりますが、 こちらのほうを「使用料」のほうに改正いたしまして、中の文中にございます「利用料」とい うのが2か所ございますが、そちらのほうを「使用料」のほうに変えるというものになります。

続きまして、第7条ですが、こちらが冷暖房の利用料という形ですが、こちらも同じような 形で「利用料」のほうを「使用料」のほうに変えるという形になります。

条文のほうにも同じように「利用料」というのが2か所ございますので、そちらのほうを「使 用料」のほうに変えるというものでございます。

8条のほうに利用料の返還がございますが、こちらのほうも同じく「利用料」のところを「使 用料」のほうに変えまして、文中のほうにも「利用料」のほうが出ておりますので、そこを「使 用料」に変えるという形になります。

続きまして、別表第1のほうになりますけども、こちらのほう表題のほうになりますけども、 文中のほうに「利用料」というのがございますので、そちらのほうを「使用料」に変えさせて いただきまして、あわせまして、下の区分のほうにございます「日帰り利用」「宿泊利用」、こ ちらのほうを「使用」のほうに変えるという形になります。

それと、下段のほうの表にも同じように、表題につきまして「利用料(年額)」というのがありますが、そちらを「使用料(年額)」という形に変えさせていただく分と、次に、備考欄のほうになりますが、備考欄の1のところに、「使用金額に」とありますが、そちらを「使用料に」というふうに改めまして、あと、「地方消費税として8%を乗じて得た額を加えた額」のところの改正後を見ていただきますと、「地方消費税を加えた額」という形のところで、一部を削除するというものになります。

3ページのほうをお願いいたします。

3ページのほう、別表第2になりますが、こちらも表題のところで冷暖房「利用料」がありますので、こちらのところを冷暖房の「使用料」という形に改正をさせていただきます。

次に、備考欄の1のほうになりますが、文中に、こちら「利用」という言葉がありますが、 こちらを「使用」に変えるものになります。

続いて、2のほうになりますが、「利用料金は」とありますが、こちらを「使用料は」に変えまして、あと、「地方消費税として8%を乗じて得た額」のところの改正後を見ていただきますと、「地方消費税を加えた額」という形で、一部を削除するというものでございます。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

3番。

3 番(永田 勝美 君)

こちらもですね、消費税の増税に伴う負担の上乗せということになりますので、反対したい というふうに考えます。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第41号 佐々町農業体験施 設設置条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。 2時10分まで暫時休憩といたします。 (14時00分 休憩) (14時10分 再開)

— 日程第21 議案第42号 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件 —

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、議案第42号 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件を議題とします。 執行の説明を求めます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第42号 朗読)

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

水道課長。

水道課長(橋川 貴月 君)

先に、資料のほう添付しております、資料のほうから説明をさせていただきます。

2枚めくっていただいて、議案第42号資料、佐々町水道事業給水条例の一部改正についてということで、目的としまして、これまでは指定給水工事装置事業者の事業に関して、名称や所在地の変更があった場合の届出や事業の廃止、休止、再開の届出について規定されていましたが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどの課題がありました。こうした課題に対応するため、水道法の一部改正により給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ5年ごとの更新制度が導入されることとなりました。

その下に、水道法の改正内容ということで、水道法第25条の3の2ということで、指定の更新ということが新設されました。それに伴い、佐々町の給水条例に新たに、29条に手数料というところがありますけども、2号が新規指定工事店の事務手数料、今回追加で3号としまして、法第25条の3の2の第1項の更新をするときについては5,000円ということで、改正をさせていただきます。

それとあわせて、消費税についても改正をさせていただきます。

では、条例改正についてです。

佐々町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

佐々町水道事業給水条例(平成10年佐々町条例第6号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。) に対応する次の表の改正後の欄中に下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在 する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が 存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない 場合には、当該改正後部分を加える。

改正前で、料金、第23条については、消費税に関連するものです。「100分の108を乗じて得た額」というのを、「消費税及び地方消費税を加えた額」と改正いたします。

一 令和元年6月 第2回佐々町議会定例会(2日目) R1.6.20 一

2ページ目を御覧ください。

29条、手数料、これは水道法の改正によるものです。改正後が3号追加しまして、法第25条の3の2の第1項の更新をするとき、1件につき5,000円、以下、号ずれが生じております。 附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

3番。

3 番(永田 勝美 君)

1点目は確認ですが、23条については、水道料金のことであろうかというふうに思います。 今回のこの消費税増税に伴う影響額というのはどの程度になるかというのが1点目です。

それから、2点目は、水道会計は今全体として赤字か黒字か。で、黒字であればどれぐらい 黒字かということ。

それから、今後の、今年度10月から仮に消費税が引き上げられるとすれば、年間でどの程度 の負担増となるのかということについて、お答えいただきたいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

3点。

水道課長。

水道課長(橋川 貴月 君)

この23条については、議員がおっしゃるとおり毎月メーター検針で使用料を算定しておりますけど、その使用料に係るものでございます。

それと、黒字か赤字かということでお話がありましたけども、今年度の決算でたしか、1億程度ぐらいの黒字になったかと、30年度はですね、なってたかとは思っております。

それと、使用料の伴う増額ですけども。

議 長(淡田 邦夫 君)

暫時休憩とします。

(14時16分 休憩)

(14時22分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

水道課長(橋川 貴月 君)

すみません、水道事業会計について、黒字か赤字かということでありましたけども、それについては、現時点では黒字となっております。

消費税の影響によるものですけど、3条予算、水道の水をつくることに関しましては、収入による消費税の増が27万円ほど、今度、支出のほうで消費税の支出が増える分が37万円ほど。今度、4条予算の工事の関係ですけども、それにつきましては、54万円ほどの支出の増になっ

てこようかと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

3番。

3 番(永田 勝美 君)

ちょっとよくわからなかったんですけども、その料金改定による、いわゆる消費税が2%上がる分について27万円の負担増となるということと、それから、水道事業で支出の中で消費税の負担が54万円と37万円ですから、91万円増えると、そういう理解でよろしいんでしょうか。

議 長(淡田 邦夫 君)

水道課長。

水道課長(橋川 貴月 君)

おっしゃるとおりの理解でよろしいです。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかに質疑。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

3番。

3 番(永田 勝美 君)

ただ今、質疑の中で明らかになったように、水道会計は1億程度の黒字と。そういう中で新たに消費税の負担増が27万円、支出が91万円のプラスということですから、トータルでは消費税増税によって赤字になるということなんでしょうけども、実際には、しかし、そういう黒字が出ているんであればなおのこと、様々な負担増の中で、今、水道料金を上げる必要はないのではないのかというのがですね、反対の理由であります。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかに討論。

(「なし。」の声あり)

ないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第42号 佐々町水道事業給水条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

- 令和元年6月 第2回佐々町議会定例会(2日目) R1.6.20 —
- 一 日程第22 議案第43号 町道認定変更の件(町道神田公園線)—

議 長(淡田 邦夫 君)

日程第22、議案第43号 町道認定変更の件(町道神田公園線)を議題とします。 執行の説明を求めます。 町長。

町 長(古庄 剛 君)

(議案第43号 朗読)

中身につきましては、建設課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (川崎 順二 君)

それでは、添付しております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

変更前後をお示しておりますが、まず、緑の線で示しております部分が変更前でございます。 それから、赤の線で示しておりますのが変更後となります。 起点については変更はありませんが、町道脇溝線から分岐しまして、神田公園までが変更前の町道神田公園線でございます。 そこから曲がって、町道脇溝線に再度接続するところを終点とするものが、今回の変更ということになります。

道路の延長としましては、変更前が95.4メートル、変更後が177.2メートルとなります。 資料記載の変更前延長95.4メートルと追加延長84.83メートルを足したときに180.23メート ルというふうになり、変更後延長との差が生じますが、これは、変更前の終点部分が、従前、 直線だったもの、これが変更後カーブになるというところで、一部延長の減となる部分でござ います。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

5番。

5 番 (阿部 豊 君)

確認したい点で、町道の追加変更ということで認定変更の議案ですけれども、追加延長される部分の土地の所有権はどのようになっているのかを確認したい。

議 長(淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (川崎 順二 君)

追加になる部分につきましては、現在、寄附の申し出がなされておりますので、この寄附の申し出地区について名義の変更は可能であるということで判断しまして、まず、認定変更をしまして、その後、名義の変更をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

いいですか。 5番。

5 番 (阿部 豊 君)

寄附は申し出があっており、まだ変更、所有権移転はされていないということですかね。現 状と今後と、その所有権移転が可能だということなんですけど、終わってからの認定変更では なく、寄附採納を受けてからの認定変更ではなく、現在進行形で議案は上がってきているとい うことですかね。

議 長(淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (川崎 順二 君)

議員おっしゃるとおり、同時進行で進んでいるところでございます。 以上です。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかに。

(「なし。」の声あり)

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

8番。

8 番(須藤 敏規 君)

残念ながら反対討論をせざるを得なくなりました。本来なら、佐々町に所有権移転されてから、これが町として受け取るべきかどうかとはっきりしてから、議案として上げるのがしかるべきと思いますので、これは、しばらく保留といいますか、この案件については反対といたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかにございませんでしょうか。

(「なし。」の声あり)

ないようです。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第43号 町道認定変更の件(町道神田公園線) は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

— 令和元年6月 第2回佐々町議会定例会(2日目) R1.6.20 —

起立多数です。したがって、本案は可決されました。 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

(14時32分 散会)